

委員会調査報告書

本委員会に付託の事件を調査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第100条の規定により報告します。

平成23年3月30日

三木市議会議長 藤本幸作様

総務文教常任委員長 西山博文

記

1 調査の趣旨

平成22年9月24日に三木市職員から三木市人権推進課に上申書が提出され、市は当該事案を人権侵犯事件事象処理手順に定める人権行政特別会議において審議し、人権侵犯には該当しないと裁定したが、裁定の正当性に疑義があるため、市議会として、上申書の内容について事実解明を行うとともに、当該事案は人権侵犯事案には該当しないと結論づけた審議の経過並びに人権行政特別会議の正当性について調査を行う。

2 調査事件

平成22年9月24日に三木市職員から三木市人権推進課に提出された上申書の内容等の調査

3 調査事項

- (1) 平成22年9月24日に三木市職員から三木市人権推進課に提出された上申書の内容に関する事項
- (2) 当該事案は人権侵犯事案に該当しないと裁定を行った審議経過に関する事項
- (3) 三木市人権行政特別会議の正当性に関する事項

4 調査権限

本委員会に委任された地方自治法第100条第1項並びに第10項の権限

5 委員会の開催状況

平成22年12月22日から平成23年3月15日までの間に、本委員会を12回開催した。

調査及び協議の内容は、以下のとおりである。

回数	開催日	調査及び協議の内容
第 1 回	平成 22 年 1 2 月 2 2 日	(1) 委員会の運営方針について (2) 記録請求について (3) 証人出頭請求について
第 2 回	1 2 月 2 8 日	(1) 提出された記録について
第 3 回	平成 23 年 1 月 1 4 日	(1) 証人出頭請求について
第 4 回	1 月 1 8 日	(1) 証人尋問 ・上申書提出者 (2) 記録提出請求について
第 5 回	1 月 2 5 日	(1) 証人尋問 ・椿原博和証人 ・村上均証人 ・西本和則証人 ・森田淳三証人 (2) 証人出頭日の変更について (3) 証人出頭請求について (4) 参考人出頭請求について
第 6 回	1 月 2 7 日	(1) 証人尋問 ・奥野保証人 ・椎木栄作証人 (2) 証人出頭請求について (3) 記録提出請求について
第 7 回	2 月 8 日	(1) 記録提出請求に対する回答について (2) 証人尋問 ・西山誠証人 ・椿原豊勝証人 ・山本佳史証人 ・北井信一郎証人 ・井上茂利証人 ・藪本吉秀証人 (3) 記録提出請求について
第 8 回	2 月 9 日	(1) 参考人意見聴取 ・西本公仁参考人 (2) 証人出頭請求について
第 9 回	2 月 1 8 日	(1) 記録提出請求に対する回答について (2) 参考人意見聴取 ・上杉聡参考人 (3) 証人尋問 ・森田登喜子証人 ・生田達雄証人 ・井上茂利証人 ・上申書提出者 (4) 記録提出請求について
第 10 回	2 月 2 4 日	(1) 記録提出請求に対する回答について
第 11 回	3 月 1 4 日	(1) 調査報告書の検討
第 12 回	3 月 1 5 日	(1) 調査報告書の検討及び採決

6 記録の提出請求

調査のため提出を請求した記録は、以下のとおりである。

番号	請求記録名	請求先	請求年月日	受理年月日	備考
1	平成22年9月24日に三木市職員から三木市人権推進課に提出された上申書	三木市長	平成22年 12月22日	平成22年 12月27日	—
2	三木市人権行政特別会議の設置根拠及び名簿				
3	平成22年9月24日に三木市職員から三木市人権推進課に提出された上申書を三木市人権行政特別会議が審議した会議録				
4	平成22年9月24日に三木市人権推進課に上申書を提出した職員から回収したMDディスクのうち本件に関する発言が含まれているもの				
5	第2回人権行政特別会議議事録の末尾に記載のある「面接記録」	三木市長	平成23年 1月18日	平成23年 1月20日	—
6	平成22年9月24日に三木市人権推進課に上申書を提出した職員から回収したMDディスクのうち本件に関する発言及びその前後の会話が含まれている10分程度のMDディスク	三木市長	平成23年 1月27日		平成23年2月2日付回答 三木市情報セキュリティ基本方針に基づき本来存在すべきものではないことから、すべて廃棄処分したため、提出できない。
7	平成22年9月24日に三木市職員から三木市人権推進課に提出された上申書を三木市人権行政特別会議が審議した会議の録音テープ	三木市長	平成23年 2月9日		平成23年2月16日付回答 第2回会議の録音記録は存在しない。 第1回、第3回会議の録音記録を提出する。
8	平成22年9月24日に三木市職員から三木市人権推進課に提出された上申書を三木市人権行政特別会議が審議した第2回会議の議事録作成の基になった事務局職員のメモ	三木市長	平成23年 2月18日		平成23年2月23日付回答 平成22年12月27日付で提出している議事録が正確な議事録であり、メモの提出は内容を正確に反映したものでないため、誤解を与えるので、提出を控えたい。

7 調査の内容と結果

(1) 事実確認

ア 平成22年9月24日に三木市職員から三木市人権推進課に提出された上申書の内容に関する事項について

(ア) 当該上申書は、平成20年9月2日に市長室においてボート飲酒事故に関する賞罰審査についての藪本市長と北井企画管理部長(当時)の会話を、同席していた上申書提出者がメモ代わりに録音記録し、その内容を上申書別紙として作成し、平成22年9月24日に三木市人権推進課へ提出したものである。

なお、上申書別紙には発言者名が記号で記載されていたが、人権推進課長の指示により、その場で上申書提出者が5名の氏名を記入している。

(イ) 上申書別紙における藪本市長の発言概要は、「処分対象者Aが市議会議員と親戚関係にあり、市内の地域名をあげてそこに一族、親戚がおり、解放同盟とか、そのへんのうらみを買う可能性がある。兵教組の三美支部の恨みを買う恐れがある。それよりも世論」というものである。

(ウ) 上申書提出者は、平成22年7月に発生した市内学校長による差別発言事件を知り、その内容が部落差別であるならば平成20年9月2日に聴いた内容も差別発言にあたるのではないかと思い、提出に至ったものである。

イ 当該事案は人権侵犯事案に該当しないと裁定を行った審議経過に関する事項

(ア) 本事案の審議のための三木市人権行政特別会議の開催は、第1回が平成22年9月25日(土)16時30分から17時15分まで、第2回が9月27日(月)11時から12時55分まで、第3回が10月1日(金)10時から11時15分までの計3回である。

なお、上申書提出者及び上申書別紙に記載のある発言者2名、計3名に対する面接は、9月26日(日)13時30分から14時まで、15時35分から16時20分まで及び16時40分から17時まで、それぞれ行われている。

(イ) 第1回の会議では、正副委員長の選任を行ったのち、上申書により事案の概要について市民ふれあい部政策主幹から報告があった。市民ふれあい部長、市民ふれあい部政策主幹、人権推進課長及び総務課長に対し、3名の関係者から事実確認を行うよう指示があった。会議終了後、上申書は回収されている。

(ウ) 第2回の会議では、関係者3名の事情聴取内容及び上申書別紙の内容が事実とほぼ相違ないことが、市民ふれあい部政策主幹から報告された。

本事案について各委員から意見が出され、差別発言ではないという委員が5名、判断できないという委員が3名であった。最後に委員長が、この

特別会議での現段階における結論は、各委員の意見を総合して差別発言がなかったとすると発言している。上申書、市長からの申立書、面接記録を使用し、会議終了後回収している。

- (エ) 第3回の会議では、通報事案の裁定書（通知文）について協議を行っている。

裁定書の実事確認では「上申書別紙」に記載された内容にほぼ相違ないとしている。

また、裁定結果では、人権侵犯に該当しないとしている。

その理由では、「上申書別紙」で人権侵犯に抵触するかどうか判断すべきところは、「そういう意味とちゃうで」と「解同とか、そのへんの恨みを買う可能性がある。」の2箇所であるとし、「そういう意味とちゃうで」については、「議員との親戚関係にあることで処分を軽くせよ。という意味とは違う。」と解釈できるとし、差別的発言とは認定できないとしている。また、「解同とか、そのへんの恨みを買う可能性がある。」については、「兵教組の三美支部」と並列しており、解放同盟を特別視したものでなく、一般的な団体名として使用したものであり、差別的発言とは認定できないとしている。

また、通報者への不利益取扱の禁止では、通報者は、職務上知り得た秘密ではあるが、人権侵犯に当たる発言であると判断し、議員2人に相談して同伴のうえ通報している。このようなやり方は「公益通報者保護法」の趣旨からは本来通報者の権利擁護には当たらないが、議員は公人の立場にあることから、通報者の一連の行為は止むを得ないものと考えられ、この通報をしたことをもって通報者に不利益な取扱いを行ってはならないとしている。

また、被通報者の人権擁護では、本件事案は人権侵犯に該当しないものであり、被通報者への人権擁護については十分に配慮するものとしている。

上申書、市長からの申立書、面接記録、通知文（案）を使用し、会議終了後回収している。

- (オ) 裁定書は10月6日に人権行政特別会議の委員長から通報者に対して、文書を読み上げたうえで手渡されている。なお、このときに守秘義務や情報セキュリティ基本方針に抵触するようなものがあれば消去するように言われ、通報者は翌日に企画管理部長に本事案の前後の会話を含むMDディスク計25本を提出している。受理した企画管理部長は消去できなかったが、10月13日または14日に情報セキュリティ基本方針の規定から北井理事の判断により、井上理事立会いのもと廃棄処分されている。なお、内容の確認は誰も行っていない。

ウ 三木市人権行政特別会議の正当性に関する事項

- (ア) この会議は、平成22年8月10日の「人権侵犯事件処理手順について」の伺書においてその存在が確認できる。
- (イ) 設置根拠となる人権侵犯事件処理規則は、平成22年10月6日に施行されている。
- (ウ) 規則において、「特別会議の委員は理事、技監、市民ふれあい部長及び関係部長等をもって充てる。特別会議に委員長及び副委員長を置く。委員長は市長が指定する理事をもって充て、副委員長は技監をもって充てる。委員は、裁定の対象となる事件の関係者である場合は、当該議事に加わることができない。」と規定されている。
- (エ) 今回の事案を審査した人権行政特別会議の委員は9名である。会議には委員9名と事務局として人権推進課長及び同課課長補佐が出席している。

(2) 問題点及び指摘事項

ア 人権行政特別会議の組織及び審査方法

- (ア) 市のトップの発言に対して市の職員が公平な判断ができるのか疑問である。
- (イ) 審査の公平性を保つためには、職員だけでなく専門的知識を有する第三者にも意見を求めることが必要である。
- (ウ) 規則において全員一致をもって裁定するとあるが、判断できないとする委員もあったことから、何が問題であるのか十分に議論を尽くして審議すべきである。
- (エ) 審査は文面のみをもとに行われているが、発言が収録されているMDディスクの聴取を行うなど、委員が事実確認や発言の真意を確認すべきである。
- (オ) 会議の非公開は、会議の信頼性から必要であり審査中の事案について厳守すべき事項であるが、裁定の結果、人権侵犯に該当しないものについては被通報者への人権擁護に十分配慮しながら、人権侵犯の場合と同様に事件の概要等の公開を検討すべきである。
- (カ) 第2回会議において委員長は「地区、団体名を言うことがそれをもって差別発言となるのか」と発言しているが、部落差別に対する認識の低さが感じられる発言であり、反省とともにさらなる研修に努められたい。

イ 市長の発言内容

人権行政特別会議の委員長あての申立書において、市長は「ボート事件の処分について公正かつ厳正な対応を第一に考え、親戚関係や出身地を配慮・考慮せずに決定しなければならない。また関連する可能性のある諸団体から恨みを買う可能性がある」と述べたのは懸念として一般的に触れたに過ぎず、被差別部

落名を言うだけでは差別事象でない。」としている。

しかしながら、夏まつりで漏れ聞いたという親戚関係については、事実と異なっており、ましてや「〇〇の解同」という発言は、明らかに〇〇地区は被差別地域であるという発言にほかならず、血縁的なつながりを意識した限りなく差別的発言に近い発言であると言わざるを得ない。

ウ その他

(ア) 上申書提出者から提出されたMDディスクについては、上申書の前後にある市長の発言を慎重に検証するために必要と思われるものが含まれており、廃棄処分はその機会を奪うこととなっている。

(イ) 今後、透明かつ公正な市政を実現するため、職員等が萎縮することなく公益目的通報を行うことができ、そのことを理由とする不利益取扱いを禁止すること等を内容とする条例の制定について検討されたい。

8 調査経費

報償費	110,250円	(法律相談)
旅費	30,320円	(参考人等)
需用費	25,346円	(書籍、録音テープ)
役務費	246,833円	(音声反訳)
使用料	6,000円	(通行料等)
計	418,749円	

9 まとめ

この報告をもって当委員会に課せられた調査を終結することとするが、当局においては、指摘事項を真摯に受け止め、解決に当たられたい。

特に本事案は市長の部落差別に対する意識が招いたものであり、また委員会で調査を行っている段階における市ホームページでのコメント発表は委員会への不当な介入ともとれる行為であり、遺憾の極みである。

三木市人権尊重のまちづくり条例が施行されて10年を迎え、また長年にわたり部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に取り組んできたにもかかわらず、このような事象が生じたことについて、市長に対し猛省を促すものである。

以上をもって本委員会に付託された地方自治法第100条に基づく調査の報告とする。